紀北地域森林計画書（案）

（紀北森林計画区）

計画期間

自　２０２７年（令和９年）４月１日

至　２０３７年（令和１９年）３月３１日

和 歌 山 県

目　次

Ⅰ　計画の大綱
１　森林計画区の概況 …… 1
２　前計画の実行結果の概要及びその評価 …… 2
３　計画樹立に当たっての基本的な考え方 …… 2

Ⅱ　計画事項
第１　計画の対象とする森林の区域 …… 4
第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項
１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
（１）　森林の整備及び保全の目標 …… 5
（２）　森林の整備及び保全の基本方針 …… 6
（３）　計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 …… 7
２　その他必要な事項 …… 8
第３　森林の整備に関する事項
１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
（１）　立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 …… 9
（２）　立木の標準伐期齢に関する指針 …… 10
（３）　その他必要な事項 …… 10
２　造林に関する事項
（１）　人工造林に関する指針 …… 11
（２）　天然更新に関する指針 …… 12
（３）　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 …… 14
（４）　その他必要な事項 …… 14
３　間伐及び保育に関する事項
（１）　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 …… 14
（２）　保育の標準的な方法に関する指針 …… 14
（３）　その他必要な事項 …… 15
４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
（１）　公益的機能別施業森林区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 …… 15
（２）　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 …… 16
（３）　その他必要な事項 …… 16
５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
（１）　林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 …… 17
（２）　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 …… 17
（３）　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 …… 17
（４）　路網の規格・構造についての基本的な考え方 …… 18

（５） 林産物の搬出方法等 ····· 18
（６） その他必要な事項 ····· 18
６ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
（１） 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 ····· 18
（２） 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針 ····· 19
（３） 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針 ····· 19
（４） 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 ····· 19
（５） 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 ····· 19
（６） 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 ····· 20
（７） その他必要な事項 ····· 21
第４ 森林の保全に関する事項
１ 森林の土地の保全に関する事項
（１） 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 ·· 22
（２） 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 ·· 24
（３） 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 ····· 24
（４） その他必要な事項 ····· 24
２ 保安施設に関する事項
（１） 保安林の整備に関する方針 ····· 24
（２） 保安施設地区の指定に関する方針 ····· 24
（３） 治山事業の実施に関する事項 ····· 24
（４） 特定保安林の整備に関する事項 ····· 25
（５） その他必要な事項 ····· 25
３ 鳥獣害の防止に関する事項
（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 ··· 25
（２）その他必要な事項 ····· 25
４ 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
（１） 森林病害虫等の被害対策の方針 ····· 25
（２） 鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く） ····· 26
（３） 林野火災の予防の方針 ····· 26
（４） その他必要な事項 ····· 26
第５ 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
（１） 保健機能森林の区域の基準 ····· 27
（２） その他保健機能森林の整備に関する事項 ····· 27
第６ 計画量等
１ 伐採立木材積及び間伐立木材積 ····· 28
２ 森林施業面積 ····· 28
３ 人工造林及び天然更新別の造林面積 ····· 28
４ 林道の開設及び拡張に関する計画 ····· 29

５　保安林の整備及び治山事業に関する計画
（１）　保安林として管理すべき森林の種類別面積等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
（２）　保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 ・・・・・・ 32
（３）　実施すべき治山事業の数量 ・・ 33
６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の・・・・・ 33
方法及び時期
第７　その他必要な事項
１　保安林その他制限林の施業方法・・・ 34
２　その他必要な事項 ・・・ 38

紀北森林計画区の位置図



Ⅰ　計画の大綱

１　森林計画区の概況

（１）自然的背景

紀北森林計画区は、本県の北部に位置し、和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町の5市4町により構成される区域で、その面積は1,168k㎡、県土面積の25％を占める。北部は葛城山(866m)を主峰とする和泉山脈で大阪府に、東部は金剛山系と防城峰(768m)から陣ケ峰(1,106m)を経て白口峰(1,110m)に至る紀伊山地脊梁で奈良県に、南部は生石ケ峰を主峰とする長峰山脈で紀中森林計画区と接し、西部は紀伊水道、紀淡海峡に面している。

河川は、奈良県大台ケ原を水源とする紀ノ川が本計画区の大半を占め、丹生川、貴志川等の支流と合流しながら東から西に貫流し、紀伊水道に注いでいる。なお、高野山に水源を有する有田川最上流部も本計画区に属する。

地形は、紀ノ川下流域に平野が開け、紀ノ川両岸及び貴志川には河岸段丘が発達し、特に紀ノ川北岸に発達する段丘は広大である。山地は、生石高原やかつらぎ高原等で緩斜面が構成されるほかは一般に急峻で、谷の多くはＶ字状で谷密度も高い。起伏量は東部が大きく、海岸線に近づくにつれて小さくなる。

地質は、紀ノ川に沿って東西に走る中央構造線によって内帯（日本海側）と外帯（太平洋側）とに分けられる。内帯は中生代の地層に属し、和泉層群と称せられ、基岩は主に砂岩と泥岩の互層からなる。外帯には三波川変成帯（古生代）が広く分布し、基岩は緑色片岩、黒色片岩が主体となっている。

森林土壌は、ほとんどが褐色森林土壌によって占められているが、紀ノ川及び貴志川沿いの平坦部、段丘部並びに海岸沿いには未熟土、赤黄色土、グライ土が分布し、葛城山、三国山、生石ヶ峰の尾根筋には黒ボク土が小面積で分布している。

気候は、比較的温暖で冬季は乾燥し、夏期は降水量の多い瀬戸内海気候区に属する。観測地点における直近10年間の平均数値は、年平均気温は和歌山で17.5℃、かつらぎで15.3℃と比較的温暖であるが、高野山では11.6℃で奥地山岳地帯はやや寒冷である。年降水量は、和歌山市で1,489mm、かつらぎ町で1,534mm、高野山で2,080mmであり、平野部ではやや少なく、奥地山岳部でやや多くなっている。積雪は奥地山岳部を除いてほとんどない。

（２）社会・経済的背景

令和８年における本計画区内の土地利用の現況は森林 65,401ha(56%)、農地 13,637 ha(12%)、その他 38,054ha(32%)となっている。人口は令和７年国勢調査によると総数 579,520 人で、県全体の 67％を占めている。人口動態は、令和２年と令和７年を比較すると、県全体で 6.4%の減少となっている。すべての市町が減少傾向にあり、特に紀美野町、九度山町、高野町は 10%を超える減少率を示すなど過疎化が進行している。

産業別就業人口は令和２年国勢調査によると総数 305,989 人で、うち第１次産業は５%、第２次産業は 24%、第３次産業は 71%を占める。工業は本県経済の中核都市である和歌山市を中心に、鉄鋼、石油等の北部臨海重化学工業地帯を形成するとともに、繊維、化学、皮革、木材、漆器等の地場産業が立地している。商業活動も和歌山市を中心に盛んである。農業は紀の川市、岩出市、かつらぎ町を中心にタマネギ、柑橘類、モモ、橋本市、かつらぎ町、九度山町を中心にカキの産地が形成され、農業生産額は令和５年度県調査統計課資料（和歌山県市町村民経済計算）では県全体の 44%を占める。水産業は和歌山市の加太や雑賀崎などが中心となっている。

（３）森林計画区の概要

本計画区の森林面積は65,401haで、森林率は56%と県森林率77%を大きく下回っている。奥地山村地域の紀美野町・九度山町・高野町では70%を超えるが、紀ノ川沿いあるいは海岸沿いの市町村では一般に低く、和歌山市・海南市・岩出市では40%に満たない。森林面積の内訳は民有林62,473ha、国有林2,928haで民有林が森林面積の96%とほとんどを占めている。地域森林計画対象民有林は、62,344haで、うち人工林59%、天然林39%となっており、県人工林率61%とほぼ同じ構成である。蓄積をみると、人工林は20,111千㎥（542㎥/ha）、天然林は4,307千㎥（177㎥/ha）である。人工林の樹種別面積割合は、スギ47%、ヒノキ44%である。天然林は広葉樹が81%を占めている。人工林の齢級構成の割合をみると、木材生産が可能な10齢級以上の林分が95%を占めている。

経営面での実態を見ると、地域森林計画対象民有林の所有形態別内訳は、公有林４%、団体有林２%、私有林94%となっている。私有林の経営規模別内訳は、５ha未満の所有者が71%を占めている。

森林の施業については、主伐により過去５年間で39千㎥の素材が生産され、針葉樹は奈良県桜井・吉野方面への出荷が多く、広葉樹は備長炭の原木として利用されている。また、間伐は実績調べで1,767haが実施されている。

森林は木材生産のほか、水源かん養、山地災害防止等の多面的機能を有しており、県民生活の安定と向上に重要な役割を果たしてきた。特に本計画区は都市近郊の森林が多いことから、これら機能の一層の発揮が期待されるとともに、保健・教育・文化的な場としての機能発揮が今後益々求められることが予想される。

２　前計画の実行結果の概要及びその評価

本計画区にはスギ・ヒノキに代表される豊富な森林資源が存在し、過去５年間の伐採立木材積は、計画総数の 265 千㎥に対し 117%に当たる 310 千㎥と計画値を上回った。

人工造林及び天然更新に係る実行状況については、計画総数の 124ha に対し実行数は 23ha、実行率は 19%と計画を大きく下回る結果となった。

林道の開設又は拡張に係る実行状況については、前計画では前半５か年の開設計画は無かったが、既設林道等から森林作業道を開設するなどにより積極的な路網整備が行われた。なお、拡張計画は 4.4㎞の計画量に対し 82%にあたる 3.6㎞を実施することができた。

保安林の指定については、森林所有者の理解を得られないなどの理由により、計画面積 1,905ha に対し５%に当たる 100ha に留まり計画を大きく下回った。

治山事業(保安施設事業等)の実施状況については、計画総数 42 地区に対し 27 地区の実施に留まった。

要整備森林については、前計画から続いていた１箇所 1.65ha の間伐が実施された。

３　計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、木材等の生産等多面的機能の発揮を通じて、県民が安心して安全に暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついている。

このような中、本県の森林資源は、戦後に造林された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期に達している。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、社会的条件、県民のニーズ等を踏まえつつ、施業の方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、「望ましい森林の姿（５頁に詳細を記載）」を目指

すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、その土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林が、一定の広がりをもちながらバランス良く配置されるよう配慮することとする。

また、令和８年４月に改正された森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に基づく森林経営管理制度について、市町村が主体となって森林所有者の意向や森林の現況等を把握し、森林所有者による経営管理が困難な森林の適切な経営管理を進めるとともに、これらの取組及び森林整備に森林環境譲与税を活用するものとする。

本計画区の森林を地帯区分すれば、高野町を中心とする奥地森林地帯と貴志川上流森林地帯及び紀ノ川沿いあるいは海岸沿いの里山森林地帯に分類される。奥地森林地帯は、計画的、総合的な森林施業の推進、林道等の整備、機械化の推進等林業生産基盤の整備充実等により林業生産性の向上を図るとともに、森林組合の育成強化、林業後継者の育成確保等を推進し、流域林業の発展と、高野龍神国定公園等を中心とした森林の多面的機能の維持増進を図る。貴志川上流森林地帯については地理的に有利な地域であるにもかかわらず、一部地域を除いては計画的な林業生産が低位にあったため、この地域においても奥地森林地帯に準じた方向で林業の振興を図るものとする。

なお、都市化の進んだ里山森林地帯については、奥地森林地帯に準じた林業施業を展開するものとするが、都市に近接し住民の森林に対する要求度も高いことから、多面的機能の充実に重点をおき、県土の保全や、保健・文化・教育的な利用を図る。

本計画は、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものである。

また、計画の作成に当たっては、全国森林計画に即するとともに、民有林・国有林間で連携を図り、流域の特性に応じた森林・林業等に関する施策の効率的な実施が図られるよう配慮することとする。

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は次のとおりである。

○市町村別面積

単位　面積：ha

区　　分		面　　積	備　　考
総　　数		６２，３４４	
市町村別内訳	和歌山市	６，０２５	
	海　南　市	３，８７４	
	橋　本　市	７，１０９	
	紀の川市	１０，４００	
	岩　出　市	１，３６４	
	紀美野町	９，６８８	
	かつらぎ町	９，８９７	
	九度山町	３，２３６	
	高　野　町	１０，７５０	

（注）１．地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

２．本計画の対象森林は、森林法律第１０条の２第１項に基づく林地の開発行為の許可制、同第１０条の７の２第１項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第１０条の８第１項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

３．森林計画図は和歌山県庁、海草振興局、那賀振興局、伊都振興局に備え付け閲覧に供する。

４．小数点以下を四捨五入しているため、総計と内訳は一致しないことがある。

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（１）森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化を考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林の維持造成を推進するとともに、スギ等人工林の主伐量の増加、花粉の少ない苗木等による再造林面積の増加による資源の積極的な循環的利用を図り、花粉発生源対策を加速化する。

具体的には、木材生産機能の高い地域においては施業の集約化を図り、路網等の基準整備と機械化による低コスト林業を推進し、木材を持続的かつ安定的に供給するとともに、本計画区は地形が急峻で降雨量も比較的多く、豪雨による災害が過去に幾度か発生していることから、山地災害防止機能や土壌保全機能に配慮した森林づくりを推進する。

また、本計画区の大半を占める紀ノ川流域は下流に県内最大の都市である和歌山市を抱えるとともに、紀中計画区の有田川流域最上流の森林も本計画区に含まれていることから、洪水防止と生活、農業、工業用水の水源として水源の涵養機能の維持増進を推進する。併せて、本計画区は県内総人口の約７割が居住する都市的利用の最も進んだ圏域であることから、特に都市周辺森林については快適環境形成機能の発揮を図ることとする。

なお、本計画区には、瀬戸内海国立公園、高野龍神国定公園、金剛生駒紀泉国定公園、高野山町石道玉川峡県立自然公園、龍門山県立自然公園、生石高原県立自然公園の６自然公園とともに世界遺産に登録された高野山町石道などがあり、その地域の森林については自然環境の保全と保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進に努めることとする。

以上を勘案して、森林の有する木材等生産、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能ごとに、その機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

木材等生産機能・・・・・林木の育成に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な樹木からなる森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備され、効率的な森林施業が可能な森林

水源涵養機能・・・・・・・下層植生とともに根系の発達が良好であり、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力が高い土壌を有する森林

山地災害防止機能／土壌保全機能・・・根系が深く、かつ広く発達している森林で、落葉層を保持し適度の陽光が入ることによって、下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設等が整備されている森林

快適環境形成機能・・・大気の浄化、風や騒音等の遮蔽能力が高く、かつ諸害に対する抵抗力があり葉量の多い樹種によって構成されるなど快適な生活環境を保全する森林

保健・レクリエー・・・海岸・渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、

ション機能、文化機能、生物多様性保全機能	自然とのふれあいの場として住民等に憩いや学びを提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション・教育的活動に適した施設が整備されている森林
	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて風致のための施設が整備されている森林
	原生的な森林生態系を保持し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林

（2）森林の整備及び保全の基本方針

森林・林業の振興、山村の発展及び県民の福祉の向上のため、森林の有する多面的機能が総合的かつ高度に発揮されるよう、人工林、天然林の適切な整備や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を図ることとする。

具体的には、林地生産力が比較的高く、車道からの距離が近いなど施業条件に恵まれた林業適地に所在する人工林については、保育・間伐を推進するとともに、利用期にある林分の木材資源を循環利用し、伐採後の植栽による確実な更新を図ることにより、循環型林業を推進するものとする。

一方、施業の条件が厳しい人工林については、森林の現況や立地条件等を踏まえ、侵入広葉樹の活用等による針広混交林化、人為と天然力を適切に組み合わせた複層林の整備、天然更新等による広葉樹林化を図るものとする。これらの人工林においては、更新にあたってスギ等の花粉発生の抑制等を推進するものとする。

また、現況が天然生林である森林については、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、地域の実情や森林の有する機能に応じた適切な整備や管理を行い、資源の利活用を図るものとする。

これらの取組により、生物多様性の保全をはじめとする森林の有する多面的機能の持続的な発揮・増進を推進するとともに、保安林制度の適切な運用、立地条件に応じた森林資源の整備及び保全を図ることとする。

効率的な森林施業、適正な管理経営に欠くことのできない林内路網の整備に当たっては、林地及び自然環境の保全に配慮しつつ積極的に整備することとする。

また、森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、市町村森林整備計画において、それぞれの森林の有する機能に応じて、(1)で掲げる機能の維持増進を図るべき森林に区分することとする。これらの区分ごとに望ましい森林の姿に誘導していくための森林整備及び保全の基本的な考え方は次のとおりである。

① 木材等生産機能

森林施業の推進に当たっては、効率的かつ安定的な木材資源の供給を基本とし、施業の集約化や機械化による効率的な整備により、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。

② 水源涵養機能

森林施業の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導を基本とし、皆伐に伴って発生する裸地化の縮小及び分散化や、天然力の活用により水源涵養機能を維持増進させる必要のある森林について、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持や、

林木の生長が旺盛で、根系や下層植生の発達が良好な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。

③ 山地災害防止機能／土壌保全機能

森林施業の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導を基本とし、長伐期施業や複層林施業を推進するとともに、皆伐に伴って発生する裸地化の縮小及び分散や、天然力の活用により、山地災害防止や土壌保全の機能を維持増進させる必要のある森林について、林木の生長が旺盛で根系や下層植生の発達が良好な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。

④ 快適環境形成機能

森林施業の推進に当たっては、地域の快適な生活環境の保全・創出を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、快適環境形成の機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林や葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する有効性・抵抗性の高い活力ある森林に誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進することとする。

⑤ 保健・レクリエーション機能、文化機能・生物多様性保全機能

森林施業の推進に当たっては、憩いと学びの場の提供や美的景観の維持・形成、多様な生物の生育・生息の場の保全を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、保健・レクリエーション機能、文化機能・生物多様性保全機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、クヌギ・コナラ類や備長炭の原木となるウバメガシ等の郷土樹種を主体とする森林、原生的な自然環境を保持し、貴重な動植物の生育・生息している森林などに誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進することとする。

（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林の有する諸機能の発揮に対する要請、森林の構成等を考慮のうえ、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進する。

計画期間において到達し、かつ保持すべき森林資源の状態等を施業区分別に以下のとおり定める。

① 人工林

主として植林により成立している森林。

② 天然林

主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により成立している森林。

③利活用等により機能の維持増進を図る天然林

更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を促進し、多面的機能の維持増進を図る森林。

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位　面積：ha　蓄積：㎥/ha

区　分			現　況	計画期末
面積	人　工　林		37,178	36,992
	天　然　林		25,167	25,167
		利活用等により機能の維持増進を図る天然林	3	4
森　林　蓄　積			398	408

注　小数点以下は四捨五入

２ その他必要な事項

な　し

第３ 森林の整備に関する事項

１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林に対する社会的要請、施業制限の状況及び木材の生産動向等を勘案して、森林の有する公益的機能の発揮や森林生産力の維持増進に配慮しつつ、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり人工林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとする。

（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

主伐時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。

なお、人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する直径（期待径級）に達した時期に行うものとし、次表を目安として定める。

樹　種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	柱　材	中庸仕立	２２cm	４０年生
		密仕立	２２cm	４０年生
	大径材	中庸仕立	３２cm	８０年生
		密仕立	３０cm	８０年生
ヒノキ	柱　材	中庸仕立	２０cm	４５年生
		密仕立	２１cm	５０年生
	大径材	中庸仕立	２９cm	８０年生
		密仕立	２７cm	８０年生
マツ	一般材	中庸仕立	２１cm	４５年生

（注）１．主伐時期の目安とする林齢は、大径材にあっては地位級が２、その他の生産目標にあっては３の地位級を基準とする。
２．期待径級：胸高に相当する直径

伐採により発生する枝条等の処理については、降雨による流出及び後継樹等への生育障害等を防止するため、適切に処理を行うものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮する。

なお、条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

このほか、和歌山県が定める「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」により適切な伐採を行うこととする。

① 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐にあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保の観点から、１箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散化に配慮するものとする。

林地の保全、落石・寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合、また、伐採跡地の連続性を回避する必要がある場合は、幅２０ｍ以上の森林を保護樹帯として残置するものとする。

特に、転石等の堆積地で伐採により崩壊の危険性が高まる森林においては、塊状の保護樹帯を設置することとする。

また、尾根筋や谷筋に生育している立木については、生物多様性の保全をはじめとする多面的機能の維持増進を図るため保残を図ることとする。

② 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとし、材積に係る伐採率を３０％以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては４０％以下）とするものとする。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造に誘導されるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な繰り返し期間及び伐採率により効率的な施業の実施を行うこととする。

（２）立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町村の区域に生育する主要樹種ごとに、次表に示す林齢を基礎として平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する多面的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとすること。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位／林齢：年生

地　　域	樹　　種					
	ス　ギ	ヒノキ	マ　ツ	クヌギ	その他針葉樹	その他広葉樹
計画地域全域	３５	４０	３５	１５	５０	２０

（注）特殊材生産並びにエリートツリー、特定母樹由来の苗木及び早生樹に係るものには適用しない。

（３）その他必要な事項

な　し

２ 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して多面的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。

また、更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗

木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定母樹由来の苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入、針広混交林への誘導に努める。

（1）人工造林に関する指針

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の指針を基本として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案し、造林に関する事項を定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨として、木材の利用状況及び地域における造林種苗の需給動向等を勘案して定めるものとする。

この場合、人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとし、多様な森林の整備を図る観点から、このような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定が行われるよう留意すること。また、特定母樹由来の苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の積極的な活用に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努め、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けることとする。

また、次表に示す標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種が選定されるよう留意するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。

なお、造林樹種は、造林を行う際の樹種選択の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

標準的な樹種
針葉樹（スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、コウヤマキ） 広葉樹（クヌギ、コナラ、ケヤキ、ウバメガシ）

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 人工造林の植栽本数

主要樹種の植栽本数については、次表を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、それぞれの地域の実情に照らしてふさわしい多様な施業体系や生産目標を想定した、仕立ての方法別に定めるものとすること。

また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林化に係る施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、次表の植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断することとするとともに、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定

めるものとする。

樹　種	仕立て方法	植栽本数（本／ha）	備　考
ス　　ギ	疎 仕 立	2,000（1,500）～3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密 仕 立	6,000	
ヒ ノ キ	疎 仕 立	2,000（1,500）～3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密 仕 立	6,000	
クヌギ コナラ　等	――	3,000～4,500	

注　（　）書きの植栽本数については、単木的な処理等による効果的な獣害防止対策が実施され、成林することが見込まれる場合に適用できる。

② 人工造林の標準的な方法

・地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、等高線に沿った筋置とするなど、気象害や林地の保全に配慮すること。

・植栽時期及び植付け方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定め、適期に植え付けるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるものとする。

なお、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

① 皆伐

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、第３の２の(3)で定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地において、人工造林により更新する場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に植栽するものとする。

② 択伐

択伐による伐採に係るものについては、林冠の再閉鎖を見込むことができないものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新を図ることとする。ただし、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められるものとする。

（２）天然更新に関する指針

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等の対象森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌条件等の自然的条件、種子を供給する母樹の存在や前生稚樹の育成状況、周囲の森林の状況等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行われるものとする。

また、期間内に更新が見込まれない森林については、天然更新補助作業等を行い、

確実な更新を図るものとする。
なお、天然更新補助作業等を実施しても更新が期待できない森林については、植栽により更新を確保するものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新対象樹種は、和歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木・小高木となりえる樹種とすること。
また、主な樹種は次のとおりとし、天然更新を行う際の樹種選択の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

対　象　樹　種		
マツ類、カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等の高木性又は小高木性の樹種		
	うちぼう芽更新	上記のうちマツ類を除く高木性又は小高木性の樹種

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

① 期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数

期待成立本数は１ヘクタール当たり１０，０００本とし、天然更新すべき立木の本数は、稚樹高５０cm以上の更新樹種が、期待成立本数に対して１０分の３を乗じた本数以上が成立している状態とすること。

② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種更新については、気候その他の自然条件を勘案して、適期にかき起こしを行うことを定めるものとすること。
ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいはかき起こしを行うこと。
また、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植え込みを行うことを定めるものとすること。
ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかになる頃に、ぼう芽整理を行うことを定めるものとすること。
なお、天然更新の標準的な方法は、天然更新を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

③ 天然更新の完了確認方法

天然更新の完了確認については、森林法律第１０条の８及び第１５条に基づく届出を受理した者は、その届出の天然更新の方法に基づき適確な更新が図られているかを現地で確認するものとする。
また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合にあっては、天然更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。
なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「和歌山県天然更新完了基準書」（平成２５年９月２５日付け林第４５５号林業振興課長通知）によるものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

林地の荒廃を早期に防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日までに適確な更新を確保するものとする。
なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然

更新を行う際の規範として定められるものとする。

（３）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の状況、天然更新に必要な前生稚樹の状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を勘案して、主に天然力によって更新が期待できない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、その基準は市町村森林整備計画において定められるものとする。

（４）その他必要な事項

な　し

３ 間伐及び保育に関する事項

（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根の発達を促すため、次表に示す内容を基礎とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとすること。

また、森林の状況に応じて、先進的な林業機械の活用や列状間伐の実施等、効率的な施業の実施を図ることとすること。

伐採により発生する枝条等の処理については、降雨による流出の防止等の観点から、等高線に沿って整理する等の処理を適切に行うものとすること。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、間伐を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

樹　種	生産目標	間　伐　時　期　（年）					間伐率及び間伐の方法
		初　回	２回目	３回目	４回目	以降	
スギ	柱 材 生 産	１２	１８	２６	－	５～１０年間隔を目安に間伐	原則として人工林林分収穫予想表を利用
	大径材生産	１１	１６	２４	４０		
ヒノキ	柱 材 生 産	１９	２４	３３	－		
	大径材生産	１６	２０	２８	３８		

（注）１．　平均的な地位における間伐の標準的な方法を示している。

２．　ｈａ当たり 4,000 本植栽を標準としている。

３．　間伐は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年後にその森林の樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

（２）保育の標準的な方法に関する指針

目的樹種の樹木の成長を助け、健全な森林の育成を図るため、次表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとすること。

なお、保育の標準的な方法は、森林の保育作業を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数														
		1年	2	3	4	5	6	7	8	10	12	14	16	18	20	・
下刈り	スギ	1回	1	1	1	1		1								
	ヒノキ	1回	1	1	1	1	1		1							
除伐	スギ									1～2						
	ヒノキ									1～2						
枝打ち												2				

（注） 下刈りにあっては植栽木の生育状況や下草の繁茂状況などを勘案し、上表によらず効率的な施業を行うこと。

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

（3）その他必要な事項

な し

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案して公益的機能別施業森林の整備に関する事項を定めるものとする。

（1）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林は、第２の１(２)に記載した「水源涵養機能」、「山地災害防止／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能」を有する森林とし、水源の涵養の機能、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を設定することとする。

なお、区域内において上記機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定することとする。

イ 施業の方法に関する指針

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

当該区域の維持増進を図るための森林施業の方法については、高齢級の森林への誘導を推進し、伐期の延長及び皆伐に伴って発生する伐採面積の縮小・分散化を基本とする森林施業や、天然生林等の的確な保全・管理を推進することとする。

具体的には、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、１箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散を図ることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施

業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

当該機能の発揮が特に求められる区域については、常に一定以上の蓄積を維持する択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の区域については、択伐以外の方法による複層林施業を行うこととする。また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽を推進するほか、複層状態の森林への誘導の際には、自然条件、社会的条件や県民のニーズ等に応じ、広葉樹導入による針広混交林化を考慮する。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において、当該機能の確保が可能な場合にあっては、標準伐期齢の２倍程度以上に相当する林齢を超える林齢を伐期とする長伐期施業とすること。この場合、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、１箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散、伐採年齢の長期化を図ることとする。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、地域独自の景観等の維持機能の発揮が特に求められる区域については、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

第２の１(２)に記載した「木材等生産機能」を有する森林を、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域」とし、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林の資源状況、林道等の路網整備状況等、地域の実情や森林の一体性等も踏まえ区域を設定するものとする。このとき、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで林道等からの距離が近いなど、特に効率的な施業が可能な条件にある森林においては、「特に効率的な施業が可能な森林」として必要に応じて設定することとする。

なお、区域内において(１)の公益的機能別施業森林の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように配慮することとする。

イ　施業の方法に関する指針

伐採、造林、間伐及び保育等の施業方法については、第３で定める森林の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項並びに間伐及び保育に関する事項によることとし、森林資源の保続及び効率的な森林整備を推進する観点から、森林施業の集約化と、主伐後の伐採跡地にはスギ・ヒノキ等を主体とした木材生産に適した樹種を再造林するよう努めるとともに、林業適地においては、主伐後の植栽により確実な更新を図り、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行うこととする。

なお、大径材の生産を目標とする場合にあっては長伐期施業によることとし、原則として主伐の時期は標準伐期齢の２倍の林齢以上の時期とすることとする。

また、林木の生長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、一定の蓄積を維持できるような生長量相当分を適切に間伐するものとすること。

（３）その他必要な事項

な　し

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等については、森林の適正な整備及び保全、効率的かつ安定的な森林経営の確立、山村の生活環境の整備など様々な目的で利用され、重要な役割を果たしている。

林道等路網の整備に当たっては、環境負荷の低減に配慮し、傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等地域の特性に応じて、将来にわたり人工林として維持する森林を主体に、大量輸送などへの対応の視点も踏まえて効果的かつ効率的な路網整備を推進することとする。

○基幹路網の現状（Ｒ８．４．１現在）

区　　分	路　線　数	延　長
基　幹　路　網	９３路線	２２９ｋｍ
うち林業専用道	－	－

（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網と先進的な林業機械や架線系集材機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの確立を図るため、次表に示す内容を基礎とし、地形、地質、傾斜等の自然条件、森林資源のまとまり等地域の特性等を勘案して、作業システム、路網密度その他必要な事項を定めるものとすること。

なお、路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方は、効率的な森林施業を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

区　分	作業システム	路網密度（ｍ／ｈａ）	
		基幹路網	
緩傾斜地 （ ０°～ １５°）	車　両　系 作業システム	１１０ｍ以上	４０ｍ以上
中傾斜地 （ １５°～ ３０°）	車　両　系 作業システム	８５ｍ以上	３５ｍ以上
	架　線　系 作業システム	２５ｍ以上	２０ｍ以上
急傾斜地 （ ３０°～ ３５°）	車　両　系 作業システム	６０ｍ以上	２５ｍ以上
	架　線　系 作業システム	２０ｍ以上	１５ｍ以上
急峻地 （ ３５°～　　）	架　線　系 作業システム	１０ｍ以上	１０ｍ以上

（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域については、木材の搬出を伴う間伐等の実施や多様な森林への誘導等、森林施業の効果的かつ効率的な実施や将来持続的に森林経営が行われる区域とすることとする。

（４） 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の規格・構造については、林道規程、和歌山県林業専用道作設指針、和歌山県森林作業道作設指針等に基づき開設するとともに、生産目標や施業体系に基づく地域の作業システムを勘案して定めるものとすること。

特に路面水等の流末処理については災害を誘引する恐れが高いため、分散させるとともに適切な処理を行い、山地災害の未然防止に努めるものとすること。

また、地形、地質、傾斜等の自然条件等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮した規格・構造とすることとする。

（５） 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出方法については、和歌山県が定める「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」により適切な林産物の集材・搬出等を行うこととする。

イ 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

（６） その他必要な事項

事業実施に当たっては、地形、地質、資源状況等の条件により、効率的な線形及び配置になるように留意するとともに、林道の開設及び拡張後の維持管理について適切に実施することとする。

６ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、その他森林施業の合理化に関する事項の実施に当たっては、県、森林管理署、市町村、森林組合、林業経営者、素材生産事業体、木材加工・流通事業体等を構成員とする流域林業活性化協議会を通じて、生産・流通・加工に係る関係者の合意形成及び国有林・民有林の緊密な連携を図りつつ、以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

（１） 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

本計画区の森林の所有形態は、５ha未満の森林所有者が７割以上を占めるなど、その保有形態は極めて小規模・零細であり、計画的な森林施業の実行確保が困難である。このため森林経営の計画化・合理化を促進し、適正な森林施業の実行確保を図るため、特に小規模林家や不在村森林所有者を対象に、意欲と能力のある森林組合や林業事業体が中心となり森林の経営の受委託等の働きかけを行い、森林の経営規模の拡大と施業の集約化を推進し、森林経営の改善を図るとともに、市町村、森林組合、林業普及指導員等を通じて、森林所有者等の協同による施業の確実な実施に努める。

森林の経営の受託等を担う森林組合については、広域連携の促進や林業事業体等との連携による体制強化に努めるものとする。

なお、施業の集約化に必要となる県で有する森林簿及び航空レーザ測量等により整備した情報については、県が定める和歌山県森林計画情報等管理要領に基づく提供や、和歌山県森林クラウドシステム等によるオープンデータ化を行うとともに、市町村の林地台帳の活用等により精度の向上に努める。

また、森林所有者、ＮＰＯ及びその他団体等が共同して行う森林施業を推進するため、施業実施協定及び施業施設協定の締結を促進するものとする。

（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林所有者が自ら経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ）を実行できない森林において、森林の持つ多面的機能の発揮に向けて、市町村が主体となって経営管理が実施できる森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

なお、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定等による、林業経営体への集積・集約化に向けた取組を検討するものとする。

また、所有者不明森林について、森林所有者の探索、特例措置の活用などの取組を促進するものとする。

（３）特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が比較的高く車道からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にある区域を、地域との合意を図りながら「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定するものとする。

イ 施業の方法に関する指針

伐採、造林、間伐及び保育等の施業方法については、第３で定める森林の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項及び間伐及び保育に関する事項によることとし、主伐後の伐採跡地にはスギ・ヒノキ等を主体とした木材生産に適した樹種を再造林することにより確実な更新を図るものとする。

また、森林の集積・集約化や施業の機械化により、より効率的な森林整備を推進することとする。

（４）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

都市部への林業の魅力発信や、わかやま林業労働力確保支援センターの無料職業紹介機能を活用した求人・求職マッチングの促進により、新規就業者の確保を図る。

また、県農林大学校林業研修部において、新規就業者を対象に、優れた経営感覚と実践的な技術や知識を有する人材を育成するとともに、既就業者を対象に、高度な技能・知識を有し、林業の中核を担う人材を育成する。

事業体の経営基盤や経営力の強化を図るため、ＩＣＴを活用した生産管理や生産性の向上など、事業の合理化を進めるとともに、雇用管理の改善や経営の合理化、社会保険への加入促進などを通じ、安定した雇用が実現できる林業事業体の育成に努める。

さらに農山村地域における定住環境の整備や、特用林産物など多様な森林資源を活かした幅広い林業所得の向上により、ＵＩＪターン者をはじめとする林業就業に意欲を有する者が新規参入しやすい体制を確立するとともに、女性の活躍・定着、高齢者等の適正な受け入れに努めるものとする。

（５）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

① 先進的な林業機械の導入

傾斜等の地形条件、路網等の整備状況、施業体系等の地域の特性に応じた森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と先進的な林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの実現を目指す。

また、機械化の推進による労働環境の改善と若年層の林業への新規参入を促進し、林業及び山村地域の活性化を図るものとする。

先進的な林業機械の導入に当たっては、路網の整備状況が生産性に大きな影響を及ぼすことから林道・林業専用道・森林作業道を適切に組み合わせ、効率的な森林施業のための路網整備を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成に努め、機械の稼働率の向上とコストの低減を図るとともに、森林経営の受委託による規模拡大や、共同化・協業化を促進し、一年を通して安定した事業量を確保するものとする。

② 機械作業システムの目標

地形、経営体系等地域の特性に応じた指向すべき機械作業システムの目標は次のとおりとする。

区　　分	機械作業システム	主　　要　　機　　械
緩斜地・作業規模小	高性能多機能系	ハーベスタ
傾斜地・作業規模大	高性能大型架線系	チェーンソー→集材機→プロセッサ 又は チェーンソー→タワーヤーダ→プロセッサ
傾斜地・作業規模小	簡易小型架線系	チェーンソー→スイングヤーダ→ プロセッサ

※集材機については、安全性の向上かつ省力化を図るため、油圧式集材機及び架線式グラップルの導入を推進する。

（６）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

① 木材流通体制の整備

流域を単位として計画的な木材生産を推進し、低コスト林業・集約化施業の推進等により出材ロットの拡大を図る。

また、木材の安定供給と増産を促進するため、ニーズに基づく現地選別、川上・川下の需給マッチング、需給データベースの構築を図るとともに、森林クラウドシステムの普及を促し、素材生産業者の組織化や民有林・国有林が一体となった安定供給システムの確立を目指す。

さらに、木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき木材関連事業者による合法性の確認の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

②　木材加工の合理化

地域の実情に応じ、森林所有者、林業事業体を中心とした川上組織と製材所、木材協同組合、木質バイオマスエネルギー関連業者等の川下組織が連携した木材の安定的取引関係の構築を図る。

また、需要者のニーズに対応した品質や機能を有する製品を安定的に供給するため、得意分野をもつ中小製材企業のグループ化による加工分業体制の構築、含水率や強度等の性能表示、ＪＡＳ認定工場の取得促進等、体制整備を図るものとする。

③　生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、流域林業活性化協議会を活用するなど、地域材の産地化形成の推進等について地域の関係者の合意形成に努めるものとする。

また、森林組合等事業体で組織する木材安定供給協議会が、製材所等の原木供給要請に対応するとともに、原木の出荷量の調整などを図るために一元的に情報の収集・発信を行うこととする。

（7）その他必要な事項

な　し

第４ 森林の保全に関する事項

１ 森林の土地の保全に関する事項

（１） 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

○樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位　面積：ha

所在			面積	留意すべき事項	備考
市町村		区域			
市町村別内訳	和歌山市	別表のとおり	482	全国森林計画第４表（３）「森林の土地の保全に特に留意すべき森林」の指定基準に基づき、森林の施業及び土地の形質の変更に当たって水源の涵養、土砂の流出、崩壊防止に留意すること	水源涵養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 その他の保安林
	海南市		120		
	橋本市		1,574		
	紀の川市		3,497		
	岩出市		754		
	紀美野町		2,603		
	かつらぎ町		4,587		
	九度山町		76		
	高野町		2,972		
	計		16,665		

（別表）

市町村	区域（林班）
和歌山市	８～１１，４９～５１，６２～６８，７１～７４，７９，８１，８２，８６，８８～９０，９６，１０４，１０５，１０７，１１０，１２１，１２３
海南市	（旧海南市） ３，５～７，１２，３０，４２，４３，４５～４７，４９，５０ （旧下津町） １～８，１０～１６
橋本市	（旧橋本市） ２～２６，２８～３７，４０～４４，４６，４９～５６，６２，６３，６７，７７，７８，８４～８８，９０～９２，１０４，１０６，１０９，１１３，１１４，１２０，１２２～１２４ （旧高野口町） ２，３，７～１４，１６～１８
紀の川市	（旧打田町） １～３２，３５，３６ （旧粉河町） １～２６，２８～３２，３５～３７，３９，４０，４２，４３，４５～５４，５７，６１，６３，６８ （旧那賀町） ２～６，９～１９ （旧桃山町） ２～５，１０～１３，１５，１６，２０，２２，２５，２６，２８，３０，３３，３５，３７，４０，４７，４９ （旧貴志川町） １～４，６
岩出市	１～４，７～９，１１～１５，２２～２５，２７，２９
紀美野町	（旧野上町） ８～１１，１３，１５～１８，２０，２１，２４，２８ （旧美里町） １，３，５～７，１０～１３，１６，１８～７８，８０～８３，８５～９５，９７～１００
かつらぎ町	（旧かつらぎ町） １～９，１１～１７，１９～２７，２９，３０，３２～３８，４２，４４～４９，５６，６２，９３～９６，９８，９９，１０３，１０４，１０７～１０９，１１２～１１８ （旧花園村） ２～３２，３４～６０
九度山町	１～３，５，１４～１６，２０，２４，２６，２７，３０，３２，３３，３５～３７，３９，４９，５１，５４～５６，６０
高野町	２，４，５，１０，１３，１４，１６～１８，２９，３０，３２～５８，６１～８０，８２，８４，８８，９２，９４，１０１，１０３，１０９，１１１，１１３，１１７，１２０，１２３～１２５

（２）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

本計画区の地形は、全般的に谷密度が大きく、雨水が集中流下する箇所が多い。

年間降水量は奥地の高野山では２，０００㎜を超えており、特に奥地山間部は起伏量が大きくかつ急傾斜地が多いため、降水による山腹崩壊や土砂流出等の危険性が高い。また、紀ノ川北岸は地滑りや崩壊を起こしやすく、土壌の層も薄く乾燥しやすい特性を持っている。

このような地形、気象等の自然的諸条件下にあっては、土地の形質の変更には細心の注意が必要であり、土石の切取り、盛土等に当たっては法面の安定を十分に図り、必要に応じ法面保護工、土留工等の施設を設置するものとする。

また、雨水等の適切な処理のための排水施設は通水断面を十分にとり、水質悪化の恐れがある場合には沈砂池又は遊水池を設けるとともに、下流の諸施設に影響を与えないよう安全で堅固なものとする必要がある。

なお、土地の形質の変更にあたっては、変更の態様、自然的、社会的諸条件、実施すべき施業の内容等を勘案して実施地区の選定を十分検討し、森林の持つ公益的機能を損なわないよう適正な措置を講ずるものとし、林地への再生可能エネルギー発電施設の設置に当たっては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていく。特に、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、林地開発許可制度を厳正に運用することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、指定された規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守するよう指導を徹底する。

（４）その他必要な事項

な　し

２ 保安施設に関する事項

（１）保安林の整備に関する方針

森林の有する水源の涵養（かん）、災害の防止、生活環境の保全・形成等の機能を発揮させる必要のある森林については保安林に指定するとともに、その森林の保全と適切な管理を推進することとする。

（２）保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

（３）治山事業の実施に関する事項

近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生の恐れが高まっていることや、山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地に起因する災害の防止のため、事前防災・減災の考え方に立ち、森林整備や渓間工、山腹工等の治山施設を計画的に整備することとする。

なお、整備に当たっては、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向

上や流木対策に配慮した施業を実施するとともに、施設等の整備については現地発生材の積極的な活用等、環境負荷の低減に配慮することとする。

また、太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、林地開発許可制度の基準に基づき、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図っていく。

（４）特定保安林の整備に関する事項

特定保安林内において、樹冠疎密度、樹種、林木の生育状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林については「要整備森林」に定め、早期に機能の回復に必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

（５）その他必要な事項

な　し

３ 鳥獣害の防止に関する事項

（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣害の状況等を把握できる全国共通データ等に基づき、鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果があると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。その際、関係行政機関等と連携した対策を推進し、鳥獣保護管理施策と農業被害対策等と連携・調整に努めるものとする。

（２）その他必要な事項

必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所を巡回し、区域内で施業を行う林業事業体等から情報を収集して、得られた情報を各種会議等で共有するよう努めるものとする。

４ 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

（１）森林病害虫等の被害対策の方針

森林の持つ多面的機能を阻害する、マツノマダラカミキリ、スギノアカネトラカミキリ、カシノナガキクイムシ等の森林病害虫による被害を防止・軽減するために試験研究機関と連携を保ちながら、地域の林業普及指導員の指導のもとに積極的に防除を行うとともに、被害跡地について早急にその復旧を図る。

近年当地域において成虫が確認されたクビアカツヤカミキリについては、令和５年時点での森林での被害は確認されていないが、早期の発見と駆除を行うため、被

害状況を把握し、関係機関と情報を共有するとともに、被害発生地域等での適切な防除に努める。

昭和３３年頃より猛威を振るった松枯れ被害は、薬剤散布や伐倒駆除等の防除事業により拡大防止に努めた結果、昭和５４年をピークに、５７年頃から鎮静化に向かい被害量は減少した。しかしながら、今なお被害が見られることから適確な防除と健全な松林の整備に努める。

また、スギ、ヒノキの材質を悪化させるスギノアカネトラカミキリ等の被害を防止するため、間伐・枝打ち等の適正な施業を実施するよう普及啓発に努める。

さらに、平成１１年から紀伊半島南部を中心に被害が発生したカシノナガキクイムシによるカシ類の集団枯損被害については、近年は被害が減少してきているが、今後の被害状況を注視しながら、被害木処理等の対応策により蔓延防止に努める。

（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

植栽直後のニホンジカ等による食害などの被害を防止・軽減するための防護施設の設置等、地域の林業普及指導員の指導のもと積極的に防除し、森林資源の保続を図るものとする。

一方、クマ等の野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向けて、林業適地以外の人工林の針広混交林化や広葉樹林化による生息域の確保に努め、コア生息地を維持することで野生鳥獣とのすみ分けを図る。

さらに、市町村や試験研究機関と連携し、効率的・効果的な防除方法の研究を進めることとする。

（３）林野火災の予防の方針

森林利用の多様化に伴う入林機会の増加とともに森林火災の発生が懸念されるため、防火標識等の設置や市町村と連携した広報車による地域住民等への普及啓発等を行うとともに、延焼しにくい多様な林相へと誘導することで山火事の未然防止に努めるものとする。

また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

（４）その他必要な事項

凍害・干害・風害・水害等の気象被害や、森林レクリエーション等の入林機会の増加とともに立木の損傷や植物の採掘などの被害も懸念される。これらの被害を未然に防止するため、森林所有者等による森林保全巡視等を適時適切に実施するよう努めるものとする。

また、間伐の未実施等による森林の荒廃を防止するため、所有者に対し適正な施業の普及啓発を行うとともに、森林組合を核とした森林経営の受委託の促進、森林施業の集約化、管理の推進を図るものとする。

なお、森林を対象とする開発行為については、和歌山県土地利用基本計画と整合を保ちつつ、林地の適正な利用を確保するとともに、林業に支障を及ぼさないよう配慮し、災害の防止と自然環境の保全に留意することにより、秩序ある開発によって県土の有効利用を図るものとする。

第５ 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるために、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

（１）保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、海岸や渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

（２）その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源の涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めるものとする。

ウ その他必要な事項

なし

第６　計画量等

１　伐採立木材積及び間伐立木材積

単位　材積：千㎥

区分	総数	主伐	間伐
総数	935	200	735
うち前半５年分	435	93	342

注　１．計画量については、全国森林計画の計画量を基に算出した。
　　２．各数値は、針葉樹及び広葉樹の材積の合計値。

２　森林施業面積

単位　面積：ha

区分	森林施業面積
総数	17,890
うち前半５年分	8,321

注　１．計画量については、全国森林計画の計画量を基に算出した。
　　２．各数値は、間伐面積、人工造林面積及び下刈り面積の合計値。

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

単位　面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	355	90
うち前半５年分	165	42

注　計画量については、全国森林計画の計画量を基に算出した。

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位　延長：m　面積：ha

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
開設	自動車道		橋本市	御　山	2,000	112		8	
〃	〃		〃	菖蒲谷北山	2,000	65		9	
〃	〃		〃	黒　岩	1,000	64		13	
			計	３路線	5,000				
開設	自動車道		高野町	向垣内	2,000	176		17	
			計	１路線	2,000				
			合　計	４路線	7,000				
拡張	改良		橋本市	根古谷	300	120		27	
〃	舗装		〃	高　山	4,855	134		28	
			計	２路線	5,155				
拡張	改良		かつらぎ町	高野谷	3,026	140		35	
〃	〃		〃	瀬ノ谷	350	241		32	橋梁修繕その他
〃	〃		〃	花園長谷	18 2箇所	86		48	橋梁修繕
〃	改良･舗装		〃	滝　谷	450	123		30	
〃	〃		〃	井出の谷	400	108		31	
〃	〃		〃	サガシ谷	4,448	198		33	
			計	６路線	8,692				
拡張	改良		高　野　町	白　石	2,975	299		36	
〃	〃		〃	天野花坂	3,012	128		42	
〃	〃		〃	坪井谷	1,761	207		43	
〃	〃		〃	大田和	1,389	69		44	
〃	〃		〃	高野谷	1,424	172		45	
〃	〃		〃	下土地	1,158	151		46	

単位　延長：m　面積：ha

開設／拡張	種類	区分	位置（市町村）	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
〃	〃		〃	浦垣内	575	43		47	
〃	改良･舗装		〃	鳴戸谷	6,489	174		38	
〃	〃		〃	鳴戸谷支	1,305	59		39	
〃	〃		〃	下湯川	5,208	190		40	
〃	〃		〃	湯川有中	5,465	691		41	
〃	舗装		〃	城谷池の峯	920	86		37	
			計	１２路線	31,681				
			合　計	２０路線	45,528				

５　保安林整備及び治山事業に関する計画

（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位　面積：ha

保安林の種類	面　積		備　考
		うち前半５年分	
総数（実面積）	16,079	15,942	
水源涵養のための保安林	5,578	5,527	
災害防備のための保安林	9,803	9,722	
保健、風致の保存等のための保安林	698	693	

注　総数欄は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位　面積：ha

指定／解除	種　類	森林の所在		面　積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半５年分		
指　定	水源涵養	かつらぎ町		6	3	水源の涵養	
〃	〃	高　野　町		95	45	〃	
計				101	48		
指　定	土砂流出防備	橋　本　市		6	3	土砂の流出の防備	
〃	〃	岩　出　市		8	4	〃	
〃	〃	紀美野町		18	9	〃	
〃	〃	かつらぎ町		80	37	〃	
〃	〃	九度山町		35	16	〃	
〃	〃	高　野　町		2	1	〃	
計				149	70		
指　定	土砂崩壊防備	橋　本　市		4	2	土砂の崩壊の防備	
〃	〃	かつらぎ町		8	3	〃	
計				12	5		
合　計				262	123		

単位　面積：ha

指定／解除	種　　類	森林の所在		面　積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半５年分		
解　除	水源涵養	かつらぎ町		2	1	指定理由の消滅	
計				2	1		
解　除	土砂流出防備	橋　本　市		4	2	指定理由の消滅	
〃	〃	紀美野町		8	4	〃	
計				12	6		
合計				14	7		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位　面積：ha

種　類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養のための保安林	0	368	816	816	766
土砂の流出防備のための保安林	0	1,666	2,274	2,292	2,064
土砂の崩壊防備のための保安林	0	0	0	0	0
その他の保安林	24	32	32	32	0
合　　計	24	2,066	3,122	3,140	2,830

（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

（３）実施すべき治山事業の数量

単位　　地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半５年分		
和歌山市	弘西　外	２	１	渓間工・山腹工・森林整備	
海南市	奥山　外	２	１	渓間工・山腹工・森林整備	
橋本市	嵯峨谷　外	５	３	渓間工・山腹工・森林整備	
紀の川市	東谷　外	１６	１０	渓間工・山腹工・森林整備	
岩出市	押川　外	２	１	渓間工・山腹工・森林整備	
紀美野町	居垣内　外	１１	７	渓間工・山腹工・森林整備	
かつらぎ町	サガシ谷外	１６	１０	渓間工・山腹工・森林整備	
九度山町	中井平　外	２	１	渓間工・山腹工・森林整備	
高野町	相ノ浦　外	４	２	渓間工・山腹工・森林整備	
合　計		６０	３６		

６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第７　その他必要な事項

１　保安林その他制限林の施業方法

単位　面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業の方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
水源涵養保安林	和歌山市		49	伐採種を定めない	主伐は標準伐期齢以上	
	橋本市		800			
	紀の川市		65			
	紀美野町		500			
	かつらぎ町		2,718			
	九度山町		21			
	高野町		2,215			
	小計		6,368			
土砂流出防備保安林	和歌山市		300	部分皆伐若しくは択伐	主伐は標準伐期齢以上	
	海南市		100			
	橋本市		758			
	紀の川市		3,159			
	岩出市		567			
	紀美野町		2,094			
	かつらぎ町		1,820			
	九度山町		50			
	高野町		726			
	小計		9,574			

単位　面積：ha

種　　類	森林の所在		面積	施業の方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
土砂崩壊防備保安林	和歌山市		6	禁伐若しくは択伐	択伐率は40%以内	
	海南市		1			
	橋本市		16			
	紀の川市		23			
	岩出市		34			
	紀美野町		9			
	かつらぎ町		35			
	九度山町		5			
	高野町		8			
	小　計		137			
その他の保安林	和歌山市		127	禁伐若しくは択伐	択伐率は40%以内	
	海南市		19			
	紀の川市		250			
	岩出市		153			
	かつらぎ町		14			
	九度山町		0			
	高野町		23			
	小　計		586			
	合　計		16,665			

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面積	施業の方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
砂防指定地	和歌山市		21	択伐若しくは禁伐	土砂の採取等は禁止	
	海南市		34			
	橋本市		152			
	紀の川市		214			
	岩出市		6			
	紀美野町		94			
	かつらぎ町		516			
	九度山町		4			
	高野町		47			
	小　計		1,089			
国立公園 第１種 特別地域	和歌山市		3	禁伐若しくは単木択伐	択伐率は10%以内 標準伐期齢 ＋10年以上	
	小　計		3			
国立公園 第２種 特別地域	和歌山市		130	択伐若しくは部分皆伐	択伐率は30%以内 皆伐は一伐区2ha以内標準伐期齢以上	
	小　計		130			
国立公園 第３種 特別地域	和歌山市		105	特に定めない	全般的な風致の維持を考慮して施業する	
	小　計		105			
国定公園 第１種 特別地域	高野町		524	禁伐若しくは単木択伐	択伐率は10%以内 標準伐期齢 ＋10年以上	
	小　計		524			
国定公園 第２種 特別地域	紀の川市		2	択伐若しくは部分皆伐	択伐率は30%以内 皆伐は一伐区2ha以内標準伐期齢以上	
	かつらぎ町		54			
	高野町		401			
	小　計		457			

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面積	施業の方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
国定公園 第３種 特別地域	橋本市		1,597	特に定めない	全般的な風致の維持を考慮して施業する	
	紀の川市		226			
	かつらぎ町		2,534			
	高野町		1,961			
	小計		6,318			
県立自然公園 第１種 特別地域	橋本市		3	禁伐若しくは単木択伐	択伐率は10％以内 標準伐期齢 ＋10年以上	
	紀の川市		35			
	紀美野町		10			
	九度山町		3			
	小計		51			
県立自然公園 第２種 特別地域	橋本市		37	択伐若しくは部分皆伐	択伐率は30％以内 皆伐は一伐区2ha以内標準伐期齢以上	
	紀美野町		4			
	かつらぎ町		1			
	小計		42			
県立自然公園 第３種 特別地域	橋本市		107	特に定めない	全般的な風致の維持を考慮して施業する	
	紀の川市		88			
	かつらぎ町		64			
	九度山町		118			
	小計		377			
鳥獣保護管理法による特別保護地区	和歌山市		38	禁伐若しくは単木択伐	択伐率は20％以内	
	紀の川市		20			
	岩出市		6			
	高野町		94			
	小計		158			
都市計画法による風致地区	和歌山市		107	択伐若しくは部分皆伐	現状変更には許可が必要	
	小計		107			

単位　面積：ha

種　類	森林の所在		面積	施業の方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
林業種苗法による特別母樹林	高野町		5	禁伐		
	小計		5			
文化財保護法・県文化財保護条例による史跡、名勝、天然記念物に関わる指定地域	和歌山市		140	禁伐若しくは単木択伐	現状変更には許可が必要	
	海南市		4			
	紀の川市		42			
	岩出市		85			
	かつらぎ町		16			
	高野町		301			
	小計		588			

2　その他必要な事項

なし

（附）参 考 資 料

目　　次

１．　森林計画区の概況

(1)　市町村別土地面積及び森林面積　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

(2)　地況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

(3)　土地利用の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

２．　森林の現況

(1)　齢級別森林資源表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

(2)　制限林普通林別森林資源表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

(3)　市町村別森林資源表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

(4)　所有形態別森林資源表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

(5)　制限林の種類別面積　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

(6)　樹種別面積表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

(7)　特定保安林の指定状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

(8)　荒廃地等の面積　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

(9)　森林の被害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

３．　林業の動向

(1)　保有山林規模別林家数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

(2)　森林経営計画の認定状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

(3)　経営管理権及び経営管理実施権の設定状況・・・・・・・・・・・・ 62

４．　前期計画の実行状況

(1)　間伐立木材積その他の伐採立木材積　・・・・・・・・・・・・・・ 63

(2)　間伐面積　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

(3)　人工造林・天然更新別面積・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

(4)　林道の開設及び拡張の数量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

(5)　保安林の整備及び治山事業に関する計画　・・・・・・・・・・・・ 64

(6)　要整備森林の森林施業の区分別面積　・・・・・・・・・・・・・・ 65

５．　林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1)　森林より森林以外への異動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

(2)　森林以外より森林への異動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

６．　森林資源の推移

(1)　分期別伐採立木材積等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

７．　その他

(1)　持続的伐採可能量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

1　森林計画区 概要

(1)　市町村別土地面積及び森林面積

（単位　面積;ha 率:%）

区分		区域面積 ①	森林面積			森林率 ②/①×100
			総数 ②	国有林	民有林	
総数		116,838	65,401	2,928	62,473	56
市町村別内訳	和歌山市	20,884	6,472	436	6,036	31
	海南市	10,106	3,918		3,918	39
	橋本市	13,055	7,207		7,207	55
	紀の川市	22,821	10,581	168	10,413	46
	岩出市	3,851	1,475	105	1,370	38
	紀美野町	12,834	9,685		9,685	75
	かつらぎ町	15,169	9,904		9,904	65
	九度山町	4,415	3,243		3,243	73
	高野町	13,703	12,916	2,219	10,697	94

注 1　区域面積は、令和8年4月1日現在の全国都道府県市町村別面積調（国土地理院調査資料）による。
2　国有林面積は国有林の面積及び公有林野等官行造林地の面積で令和8年4月1日現在の数値。
3　民有林面積は林業振興課資料（令和8年4月1日現在）による。
4　小数点以下を四捨五入したため、総計と内訳が一致しないことがある。

(2) 地　　況

ア. 気　　候

観測所	気温(℃)			年間降水量(mm)	最高積雪深(cm)	主風の方向	備考
	最高	最低	年平均				
和歌山観測所	37.9	-2.7	17.5	1,489	4	南南西	
かつらぎ観測所	39.3	-4.7	15.3	1,534	-	北	
高野山観測所	33.2	-12.8	11.6	2,080	-	南東	

注1　気象庁HP(過去の気象データ)より求めた令和7年から過去10年間の平均数値。
(最高気温(最低気温)は10年間の最高(最低)の値)

イ. 地　　勢

Ⅰの1.⑴自然的、⑵社会・経済的背景を参考

ウ. 地質、土壌等

Ⅰの1.⑴自然的、⑵社会・経済的背景を参考

(3) 土地利用の現況

（単位 面積:ha ）

区分		総数	森林	農地			その他	
				総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地
総数		116,838	65,401	13,637	4,816	8,808	37,800	19,913
市町村別内訳	和歌山市	20,884	6,472	2,540	1,740	796	11,872	9,621
	海南市	10,106	3,918	2,140	348	1,790	4,048	2,269
	橋本市	13,055	7,207	1,340	583	755	4,508	2,142
	紀の川市	22,821	10,581	4,380	1,270	3,110	7,860	2,805
	岩出市	3,851	1,475	491	450	41	1,885	1,417
	紀美野町	12,834	9,685	692	160	532	2,457	453
	かつらぎ町	15,169	9,904	1,580	205	1,370	3,685	879
	九度山町	4,415	3,243	411	31	380	761	196
	高野町	13,703	12,916	63	29	34	724	131

注 1. 面積総数、森林面積は1の⑴市町村別土地面積及び森林面積から再掲。
2. 農地面積は、令和7年度農林水産関係市町村別データ（農林水産省資料）による。
3. 宅地面積は令和7年固定資産の価格等の概要調査書(総務省、令和7年1月1日現在)による。
4. 小数点以下を四捨五入したため、総計と内訳が一致しないことがある。

２．　森林の現況

(1)　齢級別森林資源表

区分				総数			1齢級			2齢級		
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数				62,344	24,418	197	4	0	0	10	1	0
				84	12	0	0	0	0	0	0	0
立木地	総数		総数	61,340	24,418	197	4	0	0	10	1	0
				84	12	0	0	0	0	0	0	0
			針	40,451	21,618	196	2	0	0	9	1	0
				19	5	0	0	0	0	0	0	0
			広	20,890	2,800	1	2	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人工林	総数	総数	37,076	20,111	186	4	0	0	10	1	0
				84	12	0	0	0	0	0	0	0
			針	35,777	20,032	186	2	0	0	9	1	0
				19	5	0	0	0	0	0	0	0
			広	1,298	79	1	2	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天然林	総数	総数	24,265	4,307	11	0	0	0	0	0	0
			針	4,673	1,586	10	0	0	0	0	0	0
			広	19,591	2,720	1	0	0	0	0	0	0
		利活用	総数	3	0	0	0	0	0	0	0	0
			針	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			広	3	0	0	0	0	0	0	0	0
		利活用以外	総数	24,262	4,307	11	0	0	0	0	0	0
			針	4,673	1,586	10	0	0	0	0	0	0
			広	19,589	2,720	1	0	0	0	0	0	0
竹林				657	－	－						
無立木地				346	－	－						

注 1. 利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。
2. ゼロ値は表示していない。
3. 小数点以下を四捨五入したため、各計と内訳が一致しないことがある。

単位　面積:ha　　材積:千㎥、成長量:千㎥

3　　齢　　級			4　　齢　　級			5　　齢　　級			6　　齢　　級		
面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量
12	2	0	51	8	0	294	46	2	92	20	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	2	0	51	8	0	294	46	2	92	20	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	2	0	43	8	0	166	37	1	63	17	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	8	1	0	128	10	1	29	3	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	2	0	44	7	0	284	46	2	82	19	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	2	0	43	8	0	166	37	1	63	17	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	6	0	0	118	9	1	19	2	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	2	0	0	9	1	0	10	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	2	0	0	9	1	0	10	1	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
1	0	0	2	0	0	9	1	0	10	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	2	0	0	9	1	0	10	1	0

7　齢　級			8　齢　級			9　齢　級			10　齢　級		
面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量
144	41	1	480	161	3	674	243	4	2,094	842	12
0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	0
144	41	1	480	161	3	674	243	4	2,094	842	12
0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	0
114	37	1	437	156	3	584	230	4	1,981	825	12
0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	0
30	4	0	43	5	0	90	13	0	114	16	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
129	39	1	442	157	3	585	230	4	1,932	811	11
0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	0
114	37	1	436	156	3	583	229	4	1,921	809	11
0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	0
15	2	0	7	1	0	3	0	0	7	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	2	0	37	4	0	88	13	0	167	32	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	60	16	0
15	2	0	36	4	0	87	13	0	107	15	0
0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
15	2	0	35	4	0	88	13	0	167	32	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	60	16	0
15	2	0	34	4	0	87	13	0	107	15	0

単位　面積:ha　材積:千㎥、成長量:千㎥

11　齢　級			12　齢　級			13　齢　級			14　齢　級		
面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量
3,492	1,404	16	6,262	2,672	28	9,134	3,729	33	13,795	5,317	39
1	0	0	0	0	0	2	0	0	3	1	0
3,492	1,404	16	6,262	2,672	28	9,134	3,729	33	13,795	5,317	39
1	0	0	0	0	0	2	0	0	3	1	0
2,817	1,304	16	4,972	2,483	28	6,407	3,338	33	8,226	4,549	39
1	0	0	0	0	0	2	0	0	3	1	0
676	100	0	1,290	189	0	2,727	391	0	5,569	768	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,784	1,292	16	4,845	2,445	28	6,011	3,206	32	7,619	4,324	38
1	0	0	0	0	0	2	0	0	3	1	0
2,759	1,288	16	4,826	2,443	28	5,961	3,199	32	7,482	4,305	38
1	0	0	0	0	0	2	0	0	3	1	0
23	3	0	19	3	0	48	7	0	134	18	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
710	113	1	1,416	226	0	3,125	523	1	6,179	994	1
57	15	0	146	40	0	447	139	1	744	244	1
652	97	0	1,270	186	0	2,679	384	0	5,435	750	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
710	113	1	1,416	226	0	3,125	523	1	6,179	994	1
57	15	0	146	40	0	447	139	1	744	244	1
652	97	0	1,270	186	0	2,679	384	0	5,435	750	0

15　齢　級			16　齢　級			17　齢　級			18　齢　級		
面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量
9,418	3,199	22	4,668	1,613	10	3,007	1,306	8	1,614	765	4
1	1	0	1	1	0	2	1	0	1	0	0
9,418	3,199	22	4,668	1,613	10	3,007	1,306	8	1,614	765	4
1	1	0	1	1	0	2	1	0	1	0	0
4,403	2,512	22	2,213	1,279	10	1,915	1,158	8	1,214	711	4
1	1	0	1	1	0	2	1	0	1	0	0
5,015	687	0	2,455	334	0	1,092	148	0	399	54	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,795	2,287	20	1,788	1,130	9	1,557	1,034	7	890	594	4
1	1	0	1	1	0	2	1	0	1	0	0
3,654	2,268	20	1,744	1,123	9	1,548	1,032	7	884	593	4
1	1	0	1	1	0	2	1	0	1	0	0
140	19	0	42	6	0	7	1	0	5	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,624	912	1	2,881	484	1	1,451	273	1	725	171	1
749	244	1	468	155	1	366	126	1	331	118	1
4,875	668	0	2,412	328	0	1,085	147	0	395	53	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5,624	912	1	2,881	484	1	1,451	273	1	725	171	1
749	244	1	468	155	1	366	126	1	331	118	1
4,875	668	0	2,412	328	0	1,085	147	0	395	53	0

単位　面積:ha　材積:千㎥、成長量:千㎥

19　齢　級			20　齢　級			21　齢　級　以　上		
面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量	面　積	材　積	成長量
1,383	709	4	1,048	544	3	3,591	1,785	8
2	1	0	0	0	0	65	6	0
1,383	709	4	1,048	544	3	3,591	1,785	8
2	1	0	0	0	0	65	6	0
1,114	673	4	960	532	3	2,790	1,762	8
2	1	0	0	0	0	0	0	0
270	36	0	88	12	0	866	28	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
864	585	3	609	407	2	2,792	1,495	7
2	1	0	0	0	0	65	6	0
862	584	3	608	407	2	2,090	1,488	7
2	1	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	0	0	701	6	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
521	125	1	439	137	1	865	297	2
252	89	1	352	125	1	700	274	2
269	36	0	87	12	0	165	22	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
521	125	1	439	137	1	865	297	2
252	89	1	352	125	1	700	274	2
269	36	0	87	12	0	165	22	0

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分		総数	立木地					
			総数			人工林		
						総数		
			総数	針	広	総数	針	広
総数	面積	62,344	61,340	40,451	20,890	37,076	35,777	1,298
	材積	24,418	24,418	21,618	2,800	20,111	20,032	79
	成長量	197	197	196	2	187	186	1
制限林	面積	29,867	29,472	20,287	9,184	18,870	18,349	520
	材積	12,355	12,355	11,094	1,261	10,491	10,457	34
	成長量	103	103	102	1	99	98	1
普通林	面積	32,477	31,869	20,163	11,706	18,206	17,428	778
	材積	12,063	12,063	10,524	1,539	9,620	9,575	45
	成長量	94	94	93	0	88	88	0

注 1. 利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。

2. 小数点以下を四捨五入したため、各計と内訳が一致しないことがある。

単位　面積:ha　材積:千m³、成長量:千m³

立木地									竹林	無立木地		
天然林												
総数			利活用			利活用以外				総数	伐採跡地	未立木地
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広				
24,265	4,673	19,591	3	0	3	24,262	4,673	19,589	657	346	102	244
4,307	1,586	2,720	0	0	0	4,307	1,586	2,720	－	－	－	－
11	10	1	0	0	0	11	10	1	－	－	－	－
10,602	1,938	8,664	1	0	1	10,601	1,938	8,663	206	189	46	143
1,864	637	1,227	0	0	0	1,864	637	1,227	－	－	－	－
5	4	1	0	0	0	5	4	1	－	－	－	－
13,663	2,735	10,928	2	0	2	13,661	2,735	10,926	451	157	55	102
2,443	949	1,494	0	0	0	2,443	949	1,494	－	－	－	－
6	6	0	0	0	0	6	6	0	－	－	－	－

(3) 市町村別森林資源表

区分		総数	立木地					
			総数			人工林		
						総数		
			総数	針	広	総数	針	広
総数	面積	62,344	61,340	40,451	20,890	37,076	35,777	1,298
	材積	24,418	24,418	21,618	2,800	20,111	20,032	79
和歌山市	面積	6,025	5,809	1,435	4,374	453	359	94
	材積	1,079	1,079	497	582	152	144	8
海南市	面積	3,874	3,691	830	2,861	815	750	65
	材積	783	783	399	384	382	374	9
橋本市	面積	7,109	7,012	5,296	1,716	4,653	4,377	276
	材積	2,919	2,919	2,691	228	2,428	2,393	35
紀の川市	面積	10,400	10,213	6,450	3,763	5,488	5,447	41
	材積	4,020	4,020	3,439	582	3,141	3,136	5
岩出市	面積	1,364	1,340	245	1,095	195	117	78
	材積	265	265	105	161	75	67	8
紀美野町	面積	9,688	9,592	6,700	2,892	7,076	6,608	468
	材積	3,936	3,936	3,608	327	3,577	3,575	3
かつらぎ町	面積	9,897	9,781	7,804	1,977	7,829	7,597	232
	材積	4,774	4,774	4,532	242	4,471	4,463	8
九度山町	面積	3,236	3,190	2,283	907	2,113	2,091	22
	材積	1,303	1,303	1,182	121	1,119	1,117	2
高野町	面積	10,750	10,713	9,407	1,306	8,453	8,431	22
	材積	5,339	5,339	5,166	173	4,765	4,764	1

注 1. 利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。

2. 小数点以下を四捨五入したため、各計と内訳が一致しないことがある。

単位　面積:ha　　材積:立木は千m³

立木地									竹林	無立木地		
天然林												
総数			利活用			利活用以外				総数	伐採跡地	未立木地
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広				
24,265	4,673	19,591	3	0	3	24,262	4,673	19,589	657	346	102	244
4,307	1,586	2,720	0	0	0	4,307	1,586	2,720	−	−	−	−
5,356	1,076	4,280	0	0	0	5,356	1,076	4,280	130	86	21	65
927	353	574	0	0	0	927	353	574	−	−	−	−
2,875	80	2,795	0	0	0	2,875	80	2,795	115	68	0	68
400	25	376	0	0	0	400	25	376	−	−	−	−
2,359	919	1,440	0	0	0	2,359	919	1,440	87	10	7	3
490	298	193	0	0	0	490	298	193	−	−	−	−
4,724	1,002	3,722	1	0	1	4,724	1,002	3,721	103	84	45	40
879	303	576	0	0	0	879	303	576	−	−	−	−
1,144	127	1,017	0	0	0	1,144	127	1,017	4	21	6	14
191	38	153	0	0	0	191	38	153	−	−	−	−
2,516	92	2,423	2	0	2	2,514	92	2,422	77	19	7	12
358	34	325	0	0	0	358	34	325	−	−	−	−
1,952	208	1,745	0	0	0	1,952	208	1,745	86	30	1	29
303	69	233	0	0	0	303	69	233	−	−	−	−
1,077	192	885	0	0	0	1,077	192	885	34	12	12	0
183	65	119	0	0	0	183	65	119	−	−	−	−
2,260	976	1,284	0	0	0	2,260	976	1,284	21	16	2	14
575	402	172	0	0	0	575	402	172	−	−	−	−

(4) 所有形態別森林資源表

区分		総数	立木地					
			総数			人工林		
						総数		
			総数	針	広	総数	針	広
総数	面積	62,344	61,340	40,451	20,890	37,076	35,777	1,298
	材積	24,418	24,418	21,618	2,800	20,111	20,032	79
県有林	面積	350	347	96	250	169	90	79
	材積	79	79	47	32	53	45	8
市町村有林	面積	2,235	2,200	1,583	617	1,178	1,165	12
	材積	857	857	765	91	632	630	2
財産区有林	面積	1,332	1,315	735	580	597	569	28
	材積	454	454	375	79	323	321	2
私有林	面積	58,427	57,479	38,036	19,443	35,132	33,953	1,179
	材積	23,028	23,028	20,431	2,598	19,103	19,036	67

注 1. 利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。

2. 小数点以下を四捨五入したため、各計と内訳が一致しないことがある。

立木地									竹林	無立木地		
天然林												
総数			利活用			利活用以外				総数	伐採跡地	未立木地
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広				
24,265	4,673	19,591	3	0	3	24,262	4,673	19,589	657	346	102	244
4,307	1,586	2,720	0	0	0	4,307	1,586	2,720	−	−	−	−
178	6	172	0	0	0	178	6	172	0	3	3	0
26	2	24	0	0	0	26	2	24	−	−	−	−
1,022	418	605	0	0	0	1,022	418	605	7	29	21	7
225	135	90	0	0	0	225	135	90	−	−	−	−
717	166	551	0	0	0	717	166	551	7	11	1	10
130	54	76	0	0	0	130	54	76	−	−	−	−
22,347	4,083	18,264	3	0	3	22,344	4,083	18,261	644	304	77	227
3,925	1,395	2,530	0	0	0	3,925	1,395	2,530	−	−	−	−

(5) 制限林の種類別面積

区分		保安林					保安林施設地区	砂防指定地	自然公園											
									国立公園						国定公園					
		水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	その他の保安林	計			特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計	特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計
総数		6,368	9,574	137	586	16,665	－	1,089	－	3	130	105	－	238	－	524	457	6,318	－	7,299
市町別内訳	和歌山市	49	300	6	127	482	－	21	－	3	130	105	－	238	－	－	－	－	－	－
	海南市	－	100	1	19	120	－	34	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	橋本市	800	758	16	－	1,574	－	94	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,597	－	1,597
	紀の川市	65	3,159	23	250	3,497	－	214	－	－	－	－	－	－	－	－	2	226	－	228
	岩出市	－	567	34	153	754	－	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	紀美野町	500	2,094	9	－	2,603	－	152	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	かつらぎ町	2,718	1,820	35	14	4,587	－	516	－	－	－	－	－	－	－	－	54	2,534	－	2,588
	九度山町	21	50	5	－	76	－	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	高野町	2,215	726	8	23	2,972	－	47	－	－	－	－	－	－	－	524	401	1,961	－	2,886

単位　面積：ha

区分		計	県立自然公園						自然環境保全地域	自然環境保全法による原生自然環境保全地域	自然環境保全法による自然環境保全地域の特別地域	自然環境保全法による県自然環境保全地域の特別地域	鳥獣保護管理法による特別保護地区	都市緑地保全法による緑地保全地域	都市計画法による風致地区	林業種苗法による特別母樹林	文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等	その他
			小計	地種区分未定地域	第三種特別地域	第二種特別地域	第一種特別地域	特別保護地区										
総数		8,007	470	－	377	42	51	－	－	－	－	158	－	107	－	588	－	
市町別内訳	和歌山市	238	－	－	－	－	－	－	－	－	－	38	－	107	－	140	－	
	海南市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4	－	
	橋本市	1,744	147	－	107	37	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	紀の川市	351	123	－	88	－	35	－	－	－	－	20	－	－	－	42	－	
	岩出市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6	－	－	－	85	－	
	紀美野町	14	14	－	－	4	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	かつらぎ町	2,653	65	－	64	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16	－	
	九度山町	121	121	－	118	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	高野町	2,886	－	－	－	－	－	－	－	－	－	94	－	－	－	301	－	

(6) 樹種別面積表

（単位　面積:ha）

樹種／林種	スギ	ヒノキ	マツ	コウヤマキ	その他針葉樹	クヌギ	コナラ	カシ類	その他広葉樹	合計
総数	17,640	16,399	6,194	140	76	457	23	2	20,408	61,340
人工林	17,605	16,356	1,697	115	3	400	14	1	883	37,076
天然林	35	43	4,498	25	73	57	8	2	19,525	24,265

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし

(8) 荒廃地等の面積

（単位　面積:ha）

区分		山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区
総数		1535	17	1009
市町村別内訳	和歌山市	220	1	78
	海南市	275	1	97
	橋本市	66	0	66
	紀の川市	249	1	242
	岩出市	27	0	22
	紀美野町	335	10	205
	かつらぎ町	226	3	179
	九度山町	48	0	31
	高野町	89	1	89

(9) 森林の被害

（単位　面積:ha）

種類		火災			干害			水害			松くい虫			ノウサギ			シカ		
年度		R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7
総数				0							56	68	40						0
市町村別内訳	和歌山市										14	14	14						
	海南市																		
	橋本市																		
	紀の川市										42	52	26						
	岩出市																		
	紀美野町										0	1	0						
	かつらぎ町											0	0						0
	九度山町																		
	高野町			0								1	0						

注 1. 過去3か年の被害実損面積である。
2. 0(ゼロ)値は四捨五入により1以下となるものを表示している。
3. 小数点以下を四捨五入したため、総数と内訳が一致しないことがある。

(10) 山火事防止施設の整備状況

該当なし

3　林業の動向

(1)　保有山林規模別林家数

（単位　人数:人）

区　分		総　数	1～5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上
総　数		2,934	2,092	425	357	60
市町村別内訳	和歌山市	361	289	35	24	13
	海南市	308	250	37	14	7
	橋本市	730	536	88	94	12
	紀の川市	339	241	54	36	8
	岩出市	46	39	4	1	2
	紀美野町	517	359	78	76	4
	かつらぎ町	402	240	82	73	7
	九度山町	90	61	14	15	0
	高野町	141	77	33	24	7

注 令和7年度農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

（単位　面積:ha）

区分		総数		公有林		私有林		備考
		人数	面積	人数	面積	人数	面積	
総数			2,484		0		2,484	
市町村別内訳	和歌山市		—		—		—	
	海南市		—		—		—	
	橋本市		53		—		53	
	紀の川市		142		—		142	
	岩出市		—		—		—	
	紀美野町		253		—		253	
	かつらぎ町		969		—		969	
	九度山町		—		—		—	
	高野町		1,067		—		1,067	

注 1. 森林計画業務報告書(令和8年3月末現在)による。
2. 総数及び私有林の認定人数については、市長村間の重複が多く有意な数値とならないため市町村別の記載を省略する。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

（単位　面積:ha）

区　分	経営管理権		経営管理実施権		備　考
	件数	面積	件数	面積	
総　数	226	494	—	—	
和歌山市	－	－	—	—	
海　南　市	－	－	—	—	
橋　本　市	－	－	—	—	
紀の川市	81	108	—	—	
岩　出　市	－	－	—	—	
紀美野町	64	104	—	—	
かつらぎ町	26	148	—	—	
九度山町	32	68	—	—	
高　野　町	23	66	—	—	

注　令和8年度林野庁調査資料による。（令和8年3月31日現在）

4　前期計画の実行状況

(1)　伐採立木材積及び間伐立木材積

（単位　材積:千㎥、実行歩合:%）

区　分	伐　採　立　木　材　積								
	計　　画			実　　行			実　行　歩　合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総　数	41	224	265	39	271	310	96	121	117

注　1. 計画欄には、前計画の前半5か年分に対応する計画量を記載。
　　2. 実行欄には、前計画の前半5か年の実行量を記載。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量である。
　　3. 小数点以下を四捨五入したため、総数と内訳が一致しないことがある。

(2)　森林施業面積等

（単位　面積:ha、実行歩合:%）

総　　数			うち間伐面積		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
	1,783	－	3,292	1,767	54

注　(1)の注に同じ。

(3)　人工造林・天然更新別面積

（単位　面積:ha、実行歩合:%）

総　　数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
124	23	19	108	9	8	16	14	88

注　(1)の注に同じ。

(4)　林道の開設又は拡張の数量

（単位　延長:km、実行歩合:%）

	開　設　延　長			拡　張　箇　所		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	—	—	—	4	4	82
うち林業専用道	—	—	—	—	—	—

注　(1)の注に同じ。

(5) 保安施設の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の指定又は解除の面積

（単位 面積:ha、実行歩合:%）

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源かん養保安林	120	49	41	6	2	33
土砂流出防備保安林	990	47	5	12	17	142
土砂崩壊防備保安林	70	4	6	4	−	0
その他保安林	725	−	0	9	0	0

注 (1)の注に同じ。

イ 保安施設地区の指定

（単位 面積:ha、実行歩合:%）

面積		
計画	実行	実行歩合
−	−	−

注 (1)の注に同じ。

ウ 治山事業の数量

（単位 地区数、実行歩合:%）

区分		箇所数		実行歩合
		計画	実行	
総数		42	27	64
市町村別内訳	和歌山市	—	—	—
	海南市	6	0	0
	橋本市	2	3	150
	紀の川市	9	9	100
	岩出市	—	—	—
	紀美野町	8	6	75
	かつらぎ町	11	9	82
	九度山町	—	—	0
	高野町	6	0	0

注 (1)の注に同じ。

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

（単位　面積:ha、実行歩合:%）

施業区分		計　画	実　行	実行歩合
造林	総　数	—	—	—
	人口造林	—	—	—
	天然更新	—	—	—
保　育		—	—	—
伐採	総　数	—	—	—
	主　伐	—	—	—
	間　伐	1.65	1.65	100
そ の 他		—	—	—

注　(1)の注に同じ。

５　林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1)　森林より森林以外への異動

（単位　面積:ha）

農用地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等建物敷地及びその付帯地	採石採土地	その他	合　計
1	0	90	－	18	109

注　1．面積欄には、前計画の前半5か年に対応する異動面積を記載。
　　2．農用地は、田、畑、樹園地。
　　3．0(ゼロ)値は四捨五入により1以下となるものを表示している。
　　4．小数点以下を四捨五入したため、総数と内訳が一致しないことがある。

(2)　森林以外より森林への異動

（単位　面積:ha）

原　野	農 用 地	そ の 他	合　計
－	－	185	185

注　(1)の注に同じ。

６　森林資源の推移

(1)　分期別伐採立木材積等

（単位　面積:ha、材積:千㎥、延長:km）

分　　期		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ
伐採立木材積	総　数	435	500	575	575	575	575	575	575
	主　伐	93	107	123	123	123	123	123	123
	間　伐	342	393	452	452	452	452	452	452
造林面積	総　数	2,151	2,474	2,845	2,845	2,845	2,845	2,845	2,845
	人工造林	1,716	1,974	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270
	天然更新	435	500	575	575	575	575	575	575
林道開設延長		0	7	－	－	－	－	－	－

注　四捨五入により各数値と合計が一致しない場合がある。

7　その他

(1)　持続的主伐可能量

第１表　主伐(皆伐)の上限量の目安(年間)

（単位　材積：千㎥）

主伐(皆伐)上限量の目安
154

第２表　再造林率に応じた持続的伐採可能量(年間)

（単位　再造林率:%、材積:千㎥）

再造林率	持続的伐採可能量
100	154
90	138
80	123
70	108
60	92
50	77
40	61
30	46
20	31
10	15